

## 高濃度PCB廃棄物処理のための処理費用軽減制度について

高濃度PCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その処理料金が軽減される措置があります。  
詳細は下記のウェブサイトをご覧ください。JESCOにお問い合わせください。

[http://www.jesconet.co.jp/customer/discount\\_03.html](http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html)

## 各種問合せ先・関連ウェブサイト

### ●各自治体への届出等について

埼玉県	環境部産業廃棄物指導課	☎048-830-3148
さいたま市	環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課	☎048-829-1607
川越市	環境部産業廃棄物指導課	☎049-239-7007
越谷市	環境経済部産業廃棄物指導課	☎048-963-9188
千葉県	環境生活部廃棄物指導課	☎043-223-2757
千葉市	環境局資源循環部産業廃棄物指導課	☎043-245-5682
船橋市	環境部廃棄物指導課	☎047-436-3810
柏市	環境部産業廃棄物対策課	☎04-7167-1696
東京都	環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課	☎03-5388-3573
八王子市	資源循環部廃棄物対策課	☎042-620-7458
神奈川県	環境農政局環境部資源循環推進課	☎045-210-4154
横浜市	資源循環局事業系対策部産業廃棄物対策課	☎045-671-2513
川崎市	環境局生活環境部廃棄物指導課	☎044-200-2596
相模原市	環境経済局資源循環部廃棄物指導課	☎042-769-8335
横須賀市	資源循環部廃棄物対策課	☎046-822-8523

### ●高濃度PCB廃棄物処分・処理費用軽減制度等について

中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO)	<a href="http://www.jesconet.co.jp/index.html">http://www.jesconet.co.jp/index.html</a>	☎03-5765-1911
---------------------------	---	---------------

### ●低濃度PCB廃棄物処分について(環境省関連ウェブサイト内)

廃棄物処理法に基づく 無害化処理認定施設	<a href="http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html">http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html</a>
-------------------------	---

### ●電気事業法に基づく届出について

関東東北産業保安 監督部電力安全課	<a href="http://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/pcb/pcb_index.html">http://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/pcb/pcb_index.html</a>	☎048-600-0387
----------------------	---	---------------

### ●環境省関連ウェブサイト

ポリ塩化ビフェニル(PCB) 廃棄物処理	<a href="http://www.env.go.jp/recycle/poly/">http://www.env.go.jp/recycle/poly/</a>
-------------------------	---

作成:九都県市廃棄物問題検討委員会 <http://www.re-square.jp/>  
(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市)

発行:平成28年11月

あなたは  
大丈夫?

# PCB含有機器

～使用中、使用後に保管中の電気設備を  
今一度ご確認ください～

## PCBとは?(PCBの基本的な情報)

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は水にきわめて溶けにくく、不燃性で沸点・絶縁性が高いなどの物理的な性質を有する主に油状の物質です。その特性から主にトランスやコンデンサ等(※)の電気機器の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙などとして使用されていました。しかし、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和47年以降その製造が行われていません。

PCBは脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

**お手持ちの電気設備等にPCBが含まれている場合は届出及び  
期間内に適切に処分を行う必要があります。(使用中のものも対象です)**

届出

使用中、使用後を問わずPCB含有機器をお持ちの場合は各自治体等に保管状況の届出が必要です。(詳しくは見開き内をご覧ください。)

処分

PCB含有機器が廃棄物となった場合にはPCB廃棄物として適正な保管・処分を行う必要があります。(詳しい処分の流れ等は見開き内をご覧ください。)

		処理先	処分期間
高濃度PCB廃棄物	トランス・コンデンサ等	JESCO(東京PCB処理事業所)	平成34年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	JESCO(北海道PCB処理事業所)	平成35年3月31日まで
低濃度PCB廃棄物		無害化処理認定施設等	平成39年3月31日まで

**PCB特別措置法改正により、処分期間に一部変更がありましたのでご注意ください!**

(高濃度PCB廃棄物の処分期間はPCB廃棄物処理基本計画に定める計画的処理完了期限の1年前とされています。)

## PCBが含まれている電気機器の代表例と高濃度PCB廃棄物の処分期間

トランス(変圧器)



H34年3月31日まで

コンデンサ



H34年3月31日まで

安定器



H35年3月31日まで

※平成28年のPCB特別措置法改正により、法律上の表記が次のとおりとなりました。  
「トランス」→「変圧器」「コンデンサ」→「コンデンサー」

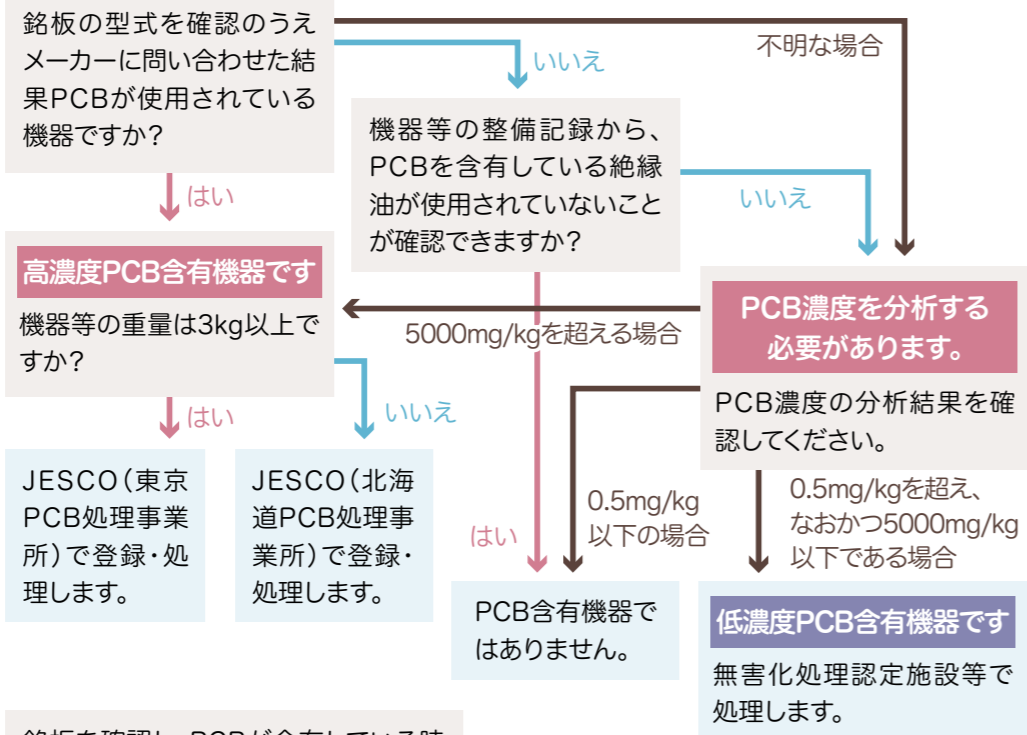
**大丈夫と思ってももう一度!～電気設備の点検をお願いします～**

既に届出済みの事業所や過去に事業をされていた方々のご自宅や倉庫にて  
新たにPCB含有機器が見つかったケースが確認されています。  
今一度、所有する電気設備等にPCBが含まれていないか確認をお願いいたします。

# PCB含有機器の判別方法

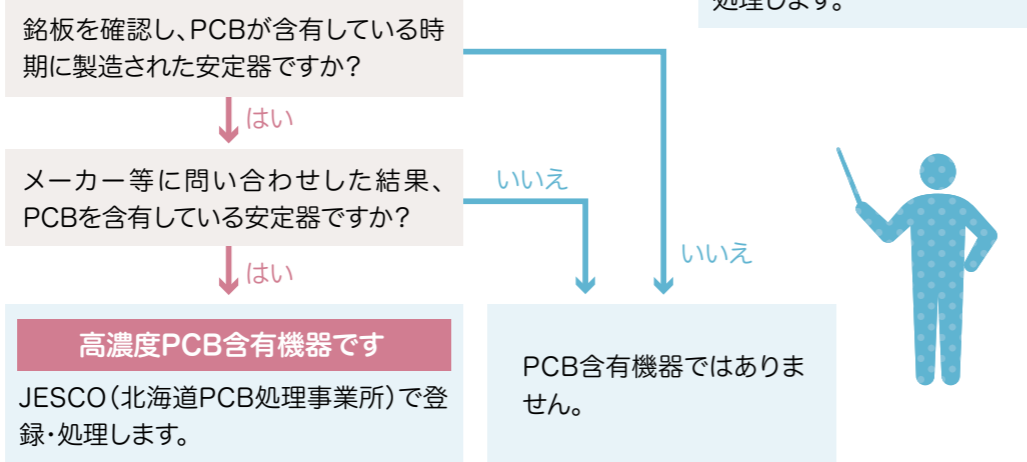
トランス・コンデンサ等

※高濃度PCBを使用したトランス・コンデンサ等の製造時期は昭和28年(1953年)頃から昭和47年(1972年)です。



安定器

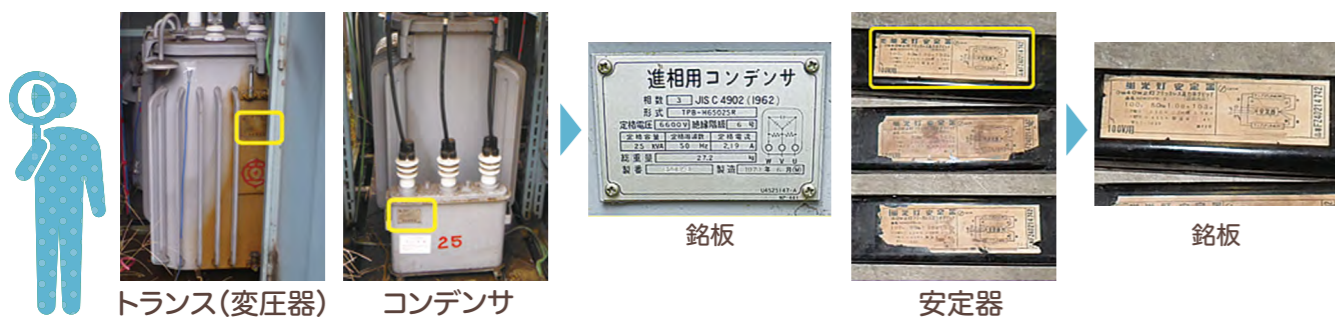
※PCBを使用した安定器の製造時期は昭和32年(1957年)頃から昭和47年(1972年)8月までです。安定器の分解・解体は原則禁止です。



詳細は各メーカーにお問い合わせるか右記のホームページをご参照ください。  
 トランス・コンデンサについて▶一般社団法人日本電機工業会ホームページ <http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/syurui.html>  
 安定器について▶一般社団法人日本照明工業会ホームページ [http://www.jlma.or.jp/shisetsu\\_renew/anzen/anzen6-1.html](http://www.jlma.or.jp/shisetsu_renew/anzen/anzen6-1.html)

# 銘板の確認方法

電気機器には、写真のような銘板がついています。取り付け位置は、機器の側面又は上面などにありますので、ご確認ください。



# PCB廃棄物の届出・処分の流れ



届出

高濃度PCB廃棄物の処理方法

低濃度PCB廃棄物の処理方法

- PCB廃棄物を保管している事業者は、その事業場からPCB廃棄物がなくなった年度の翌年度まで毎年度、保管や処分状況について都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)に届出が必要です。
- 詳細は各自治体ホームページをご覧くださいか窓口(裏表紙参照)までお問い合わせください。
- 使用中の電気機器にPCBが含まれていることが確認された場合は、自治体及び所管の産業保安監督部(九都県市内における届出先は、関東東北産業保安監督部[http://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/pcb/pcb\\_index.html](http://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/pcb/pcb_index.html))にも届出が必要となります。
- 高濃度PCB廃棄物の処分はJESCOのみ行えます。また処分するためには事前登録が必要となります。
- 事前登録について:[http://www.jesconet.co.jp/customer/discount\\_02.html](http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_02.html)
- 実際に処理を行う時期の一定期間前になると、JESCOからその旨の連絡が入ります。処分までに収集運搬業者と運搬契約、JESCOと処分契約を結ぶ必要があります。搬出、処分完了後、契約書とマニフェストを5年間保存してください。また自治体への届出の際、マニフェストD票又はE票のコピーを添付してください。
- 濃度分析を未実施の場合は、分析が必要です。(分析の結果、PCB廃棄物に該当しない場合もあります。)
- 環境省ウェブサイト(<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>)に掲載されている無害化処理認定施設等の中から、処理費用、処理までに要する期間等を考慮し、保管事業者が委託先を決定します。搬出、処分完了後、契約書とマニフェストを5年間保存してください。また自治体への届出の際、マニフェストD票又はE票のコピーを添付してください。

